

## 「キャンペーン期間の延長」に関する表示について —「好評につき期間延長」は不当表示になります—

当協議会では、「あらかじめ定めたキャンペーン期間中にバイクを購入した方に対し、特典を提供する」旨を表示、実施しながら、キャンペーン期間の終了間際に「好評につきキャンペーン期間を延長」した事業者に対し、規約違反による措置をとりました。

キャンペーン期間を定め、同期間中の購入者に対して特典を提供する旨を表示した場合、消費者は、同期間中でなければ特典を受けることはできないと認識し、購入したと考えられます。(また、キャンペーンの特典を強調した販促活動が行われたことも考えられます。)

そうした中、キャンペーン期間を延長したことにより、当初のキャンペーン期間の表示が事実と異なるものとなり、取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認させるおそれのある不当表示に該当したものです。

会員事業者におかれましては、同様の表示を行うことのないよう、ご注意ください。

### 【不当表示事例】

#### ■キャンペーン開始時点

期間限定 5月1日～6月30日まで  
新車ご成約で延長保証プラス1年  
キャンペーン実施中

今だけ



#### ■キャンペーン終了間際

期間延長 5月1日～8月31日まで  
新車ご成約で延長保証プラス1年  
キャンペーン実施中

ご好評につき  
延長決定!



### 【限定に関する表示のポイント】

- ① 期間や台数、条件等に限定がある場合は、その限定の内容を表示すること
- ② 限定である旨を表示した場合、表示したとおりに実施すること（期間や台数等の限定を超えて販売等をしないこと）

※二輪自動車公正競争規約第9条12号、第18条13号

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで [nirin-info@aftc.or.jp](mailto:nirin-info@aftc.or.jp)

TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114